

令和5年第8回（8月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年8月21日（月） 午後3時00分開会  
午後4時40分閉会

2 開催場所 総合教育センター 大会議室

3 出席者

教育長	御園 朋夫	教育長職務代理者	多田 正行
委員	中村 伸子	委員	高野 隆晃
委員	若林 洋子		

4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 (教育総務課長)	高浦 正充
学校教育課長	前沢 幸雄	生涯学習課長	島田 宏之
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	総合教育センター 所長	鳥海 隆之
学校給食センター 所長	緒形 卓史	市民会館長	大田 知司
平川公民館長	齊藤 秀夫	長浦公民館長	須田 紀子
平岡公民館長	鹿嶋 章夫	中央図書館長	塩谷 利之
学校教育課副参事	吉田 広乃	教育総務課副参事	中山 義也
教育総務課総務庶 務班長	君塚 和枝		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

## 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 令和4年度事務対象袖ヶ浦市教育委員会の点検・評価について

議案第2号 平川中学校用地の一部用途廃止について

議案第3号 史跡山野貝塚整備基本計画の策定について

議案第4号 袖ヶ浦市指定文化財の指定について

議案第5号 袖ヶ浦市郷土博物館協議会委員の任命について

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第5号））

日程第6 その他報告

（1）令和4年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価について

（2）令和4年度郷土博物館の運営に関する点検と評価について

## 7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

（教育長）

令和5年第7回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

全員一致で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

（教育長）

多田正行教育長職務代理者を指名します。

### 日程第3 教育長・教育部長報告

(教育長)

第1回博物館協議会(7月21日)、第28回そでがうらわんぱくクエスト(7月26日～28日)、千葉県民体育大会選手結団式および壮行会(8月1日)、第2回文化財審議会(8月2日)、教育講演会(8月3日)、第7回史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会(8月4日)に出席しました。

(教育部長)

第28回そでがうらわんぱくクエスト(7月26日～28日)、教育講演会(8月3日)に出席しました。

### 日程第4 議案

議案第1号 令和4年度事務対象袖ヶ浦市教育委員会の点検・評価について

(教育長)

議案第1号について事務局に説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

令和4年度事務を対象とした袖ヶ浦市教育委員会の点検及び評価について、別冊のとおりとしたいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第18号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の点検及び評価を実施したものです。

参考資料には、根拠法令及び庁内会議での意見や修正について記載をしました。本編の内容については、6月の協議会時と大きな変更はありませんが、庁内会議を終えて、その意見を反映しましたので説明いたします。

まず、本編の7ページに有識者2名の氏名を追記しました。次に、9ページ中段の課題・今後の方向性に幼児教育・保育施設整備計画を踏まえた幼児教育の充実について追記しました。また、有識者の意見について、一部わかりやすい表現に修正しました。

4年度の点検評価を実施した13事業全体のうち、A評価が8事業、B評価が1事業、(B)評価が3事業、(C)評価が1事業となりました。目標3の「スポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します」の項目では、いまだに新型コロナウイルスが大きく影響した結果となりました。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

有識者のお二人の簡単な経歴を教えてください。

(教育部次長(教育総務課長))

学校教育部門の小堀氏については、元市内中学校長、生涯学習部門の武井氏については、元市職員となっております。

(高野委員)

4ページの「教育委員会議における審議案件の一覧」で、これはすべて承認されたので、その文言を追記したほうが良いと思います。

(教育部次長(教育総務課長))

承知しました。追記します。

(中村委員)

施策指標について、たとえば27ページの「上総掘りの技術養成講座開催数」など、年10回の目標値が1回開催できなかったために、実績値の達成度が〇で、80%以上100%未満になってしまっています。来場者数などと違い計画できるものなので、他の公民館等の講座もそうですが、◎の100%以上を目指して年度当初の年間予定に組み込んでいただきたいです。天候などの諸事情もあると思うので、予定に予備日もいれておくなど工夫していただけたらと思います。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第2号 平川中学校用地の一部用途廃止について

(教育長)

議案第2号について事務局に説明を求めます。

(教育総務課副参事)

平川中学校用地の一部を用途廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則)第5条第5号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、平川中学校の敷地に隣接する市道三箇横田線については、道路の通行の安全対策を目的として交差点改良及び道路拡幅工事を実施しており、今回その拡幅工事に平川中学校の敷地の一部を供する必要が生じたため、敷地の一部を用途廃止し道路用地

として移管しようとするものです。

財産の種類は、行政財産（平川中学校用地）、所在は袖ヶ浦市横田字三町目494番地1の一部、地積は890㎡のうち69㎡、登記地目は学校用地、箇所は配布した別図のとおりです。その他、用途廃止し道路用地として移管する土地は、平川中学校敷地の外周フェンスの外であり、運動場等の使用に影響はありません。

（教育長）

委員に質疑を求めます。

（高野委員）

道路用地として移管される69㎡の土地について、分筆はいつ、どこが行いますか。

（教育総務課長）

この会議で承認を得た後に決裁を取り、道路建設の担当職員が手続きを進める予定です。

（教育長）

議案第2号について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第3号 史跡山野貝塚整備基本計画の策定について

（教育長）

議案第3号について事務局に説明を求めます。

（生涯学習課長）

史跡山野貝塚整備基本計画を別添のとおり作成したので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、国史跡山野貝塚の今後の整備方針を定める「史跡山野貝塚整備基本計画」を作成し、今後8年間にわたり事業を実施していくこととなるため、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

概要ですが、市内飯富地区に所在する山野貝塚は、平成29年10月13日に国史跡に指定されました。その後、令和2年3月に「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画」を策定し、史跡指定地を公有地化し、史跡の保護を進めているところです。史跡の史跡指定から6年が経過し、史跡指定地の約86%の一体化した土地を公有地化した中で、史跡の保存と活用、維持管理に課題があることから、整備基

本計画を策定するものです。また、史跡のみならず、史跡周辺の文化財や施設と一体化した活用を図る必要があるとしており、史跡と史跡周辺の連携を進めていくためにも計画を策定します。

内容については、国庫補助金により史跡の土地買上げを行った場合、「補助事業者は、当該補助事業により取得した土地についての保存に適した整備を行わなければならないこと。」とされています。計画策定に当たっては、有識者や地元代表からなる史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会の他、オブザーバーとして文化庁調査官、千葉県文化財課職員により審議いただきました。計画は、第1章から第6章の構成となります。計画の期間は、令和5年度～令和12年度の8年間となります。整備の基本方針は、計画案の62ページのとおりです。管理運営については、関係機関との連携の強化を図るとともに、山野貝塚ボランティアによる現地ガイドや除草作業等のソフト事業を発展させ、持続可能な運営管理を図ります。整備スケジュールは、計画前半で、人工物の撤去や樹木の伐採等、整備の情報を得るための調査を実施します。計画後半で、調査成果等を踏まえ、盛土造成、解説板等の設置、周辺のルート案内等を設置します。

また、パブリックコメントの実施結果につきましては、1名から4件の意見がありました。意見の分類と市の対応状況については、「意見を反映しないで、原案どおりとしたもの」を3件、「その他の意見、今後の市政の参考とするもの等」を1件としました。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

5月に同様の資料をいただきました。その後、新たにパブリックコメントの意見が追加になったということによろしいですか。

(生涯学習課長)

序文と提言についても追加しました。本文は、特に変更はありません。

(高野委員)

これから8年にわたって事業計画を進めていくということですが、一番の課題は公地の獲得で、残りの14%は厳しい状況だと資料にありました。

計画は、前半4年、後半4年とありますが、4年後にこの基本計画の見直しをするのか、それとも8年後に計画の進捗を見て延長等を行うのか、考えを伺います。

(生涯学習課長)

見直しにつきましては、現在は検討段階にあります。経済状況や土地の獲得状況等に伴い、見直しは必要であると考えております。

土地の取得状況の現在の86%については、土地の所有者が判明していたり、市に譲渡していただけるという同意のもとで行っています。残りの14%については、相続が終わっていないとか、元の法人が解散しているなど、困難な案件が残っています。こういった案件については、すぐに解決はできませんが、引き続き交渉して100%に向けて努力していきたいと考えております。

(若林委員)

山野貝塚を保存していくことは、大変なことだと認識しました。前回の会議では、活発な活用について意見をしましたが、活発な活用より、いかに保存することに重点を置いていくという考えでよろしいですか。

(生涯学習課長)

現在の史跡の活用については、保存が第一ですが、保存するだけでは市の財産として市民の方のご理解が得られませんので、市民の方に認知され、いかに活用してもらうかを考えていく予定です。まず、保存を先に行い、その後に活用という形で進めたいと考えております。

(若林委員)

計画の中に、学校教育との連携を図るという内容が含まれていました。そういった取組について、今後の諸事情により変更になる可能性もあると記載されていますが、状況を踏まえながらより良い方法で進めてほしいと思います。

(高野委員)

市の基本計画を進めるにあたり、保存が中心となることは理解しました。

保存も大切ですが、若林委員の意見にあった学校教育との連携、また今後、市民にPRしていくにあたり、デジタル的な分野も進めていただきたい。例えば、看板を置くのにQRコードをつけて、市民がスマホで説明や写真を見られるようにしたり、デジタル的な資料の作成等も予算化してもらい、市民の学べる場所として活用できるように造っていただきたい。

(教育長)

議案第3号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

## 議案第4号 袖ヶ浦市指定文化財の指定について

(教育長)

議案第4号について事務局に説明を求めます。

(生涯学習課長)

飽富神社唯一社頭年中行事帳を袖ヶ浦市指定文化財に指定したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第17号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、袖ヶ浦市指定文化財の指定について、袖ヶ浦市文化財審議会からの答申を受け、袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定により指定するため、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

内容については、別記に記載があります。種別は有形文化財（古文書類）、所在地は下新田1133番地（袖ヶ浦市郷土博物館）、所有者は飽富神社、時代は江戸時代後期（18世紀後半）、寸法等は横帳（縦16.1cm、横23.8cm）36丁 四つ目綴じ、適用指定基準は『袖ヶ浦市文化財指定基準』別表、有形文化財 古文書類（5）に該当となります。指定理由は、資料の別紙に記載のとおりであり、飽富神社唯一社頭年中行事帳は、近世の古文書として地域的、学術的価値の高いものであることから、袖ヶ浦市指定文化財として指定することについて適当であると、文化財審議会から答申を受けております。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

資料の文化財指定同意書に飽富神社の記載と印がありますが、宗教法人なので、代表役員の氏名が入ったほうが良いと思います。代表役員の氏名があったほうが、同意を得たということで正式な書類としてみなされるので、同意書と、別記の所有者の項目にも代表役員の氏名が入ったほうが良いと思います。今後提出する書類については検討していただきたい。

(多田委員)

この古文書の20～30年後に書いた飽富神社の由来についての古文書も伝わっているはずですが。今回の古文書の次の代の神主だと思いましたが、当時の宮司が書いた記録もあると思います。地域の門松についての言い伝えや飽富神社と姉崎神社の繋がりなどが記されているので参考にさせていただきたい。

(高野委員)

資料に飽富神社唯一社頭年中行事帳原本写真がありますが、保存はどのように行っていますか。



(郷土博物館長)

郷土博物館の収蔵庫で、空調管理をしながら保存しております。保存状態は良好です。

(教育長)

議案第4号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第4号は賛成全員で原案どおり議決されました。

#### 日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第5号））

(教育長)

報告第1号について事務局に説明を求めます。

(教育総務課副参事)

袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、臨時代理したので、同条第2項の規定により報告します。理由は、令和5年第4回袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったものです。

歳入の主なものは、昭和小学校大規模改造補助金1,228千円の増、歳出の主なものは、昭和小学校特別支援教室増設工事に伴う小学校管理工事費23,375千円の増、児童用及び生徒用タブレット端末修繕費として小中学校情報管理事業2,100千円の増、空調費機の修繕費等に伴う学校給食センター施設管理事業1,214千円の増になります。

#### 日程第6 その他報告

(1) 令和4年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価について

(教育長)

その他報告(1)について事務局に説明を求めます。

(中央図書館長)

このたび、袖ヶ浦市第4次図書館サービス網計画の前期計画2年目となる令和4年度の袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価がまとまりましたので報告いたします。公表に向けて図書館協議会委員の意見を伺いながら進めてきました。本日の

教育委員会議で報告後、9月上旬にホームページに公開する予定です。

内容については、サービス評価指標①～⑪の前期計画目標値に対する達成度を◎○△×—の5段階で表示し、サービス評価指標①～⑪の達成度を◎を30点、○を20点、△を10点、×を0点として採点し、平均値を全体評価としてA・B・C・Nの4段階で表示しました。評価結果は、各サービス評価指標の達成度の合計点240点、平均点21.8点で、全体評価はBとなりました。評価内容をもとに、市民登録率や年間個人貸出利用者数の増など、市民の満足度を高めていくことを目指し、今後もサービスの向上に努めてまいります。

## (2) 令和4年度郷土博物館の運営に関する点検と評価について

(教育長)

その他報告(2)について事務局に説明を求めます。

(郷土博物館長)

平成20年6月に「博物館法」が改正され、同法第9条において運営状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが定められました。さらに「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」においても、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するように努めることが示されています。

袖ヶ浦市郷土博物館では、平成24年7月に『袖ヶ浦市郷土博物館の使命—そではく30の展望—』を策定しました。その後10年の成果を受け、点検・評価内容を確認・修正し、7つの活動目標と35のあるべき姿による『袖ヶ浦市郷土博物館の使命—そではく35の展望—』を提示し、今回はこれらを本格的に運用して行う、初めての点検と評価がまとまりましたので報告いたします。今年度より教育委員会に報告後、公表を行うという形で進めてまいります。

内容については、評価の方法は教育委員会の点検・評価に準じております。令和4年度の点検・評価結果は、27項目のうち、○が4項目、△が2項目、×が2項目でした。7つの活動目標のうち、A評価は5、B評価は1、C評価は1という結果でした。評価内容をもとに、改善すべきところを認識し、今後もよりよい運営に努めてまいります。

以上

※次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開となります。

・日程第4 議案第5号